



大野 10 区 土砂災害ハザードマップ

ハザードマップに関するお問い合わせ
 廿日市市 総務部 危機管理課 大野支所 地域づくりグループ
 ☎ 0829-30-9102 ☎ 0829-30-2005

■土砂災害ハザードマップとは？

このハザードマップは、大雨による土砂災害を想定し地区のみなさんと話し合いを重ねながら作成したものです。ハザードマップには、**災害危険箇所**、**指定緊急避難場所**、**避難時の注意箇所**などをまとめています。ご家庭などで指定緊急避難場所や避難ルートなどを確認し、早めの避難ができるよう備えておきましょう。



わが家の防災メモ

地図面で指定緊急避難場所や避難ルートなどを確認し、大切なことを書き込んでおきましょう！

家族で決めておくこと

●最寄りの指定緊急避難場所はどこですか？

指定緊急避難場所

●家族の集合場所はどこですか？

集合場所

●家族の連絡先などを書き込んでおきましょう！

氏名	続柄	血液型	生年月日	持病・アレルギー	緊急時の連絡先 (携帯電話・学校・勤め先など)

知っておきたい連絡先

●廿日市市の主な機関・施設

機関名	電話番号
廿日市市役所	0829-20-0001 (代表)
大野支所	0829-55-2000 (代表)
大野西市民センター	0829-55-2017

●災害用伝言ダイヤル(171)

伝言を録音する
171-1 市外局番からの電話番号
録音 30秒

伝言を再生する
171-2 市外局番からの電話番号
再生 30秒

※伝言の録音・再生に必要な電話番号は、「被災地の方」は自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、「被災地以外の方」は連絡を取りたい被災地の方の電話番号をダイヤルしてください。

地域の連絡網

誰から 電話番号
さん から連絡があり、

誰へ 電話番号
さん へ連絡する。

声をかける人、注意が必要な人はいませんか？

すぐに持ち出せる所に保管して下さい。

災害に備えよう！

■避難に関する注意事項

- ### 避難行動とは
- 指定緊急避難場所への移動
切迫した災害の危険がせまっている場合は、避難ルートを参考に速やかに指定緊急避難場所へ避難してください。
※指定緊急避難場所が開設されていない場合は、大野支所へ連絡してください。
 - 安全な場所への移動
公園、親戚や友人の家などに移動してください。
 - 近隣で鉄筋コンクリート等の強度が強く、高い建物への移動
 - 建物内の安全な場所での待機
がけから離れた2階の部屋などで待機してください。

- ### 避難するポイント
- 早めの避難を心がけましょう！
天候が崩れてきたら、気象情報や防災情報をチェックして、早めに避難することが大切です。また、すぐに避難できるように日頃から非常時持ち出し品を備えておきましょう。
 - 降雨状況や周辺状況に注意！
天候は急変することもありますので、雨の降り方、道路の冠水などの状況をチェックして避難しましょう。周辺状況が急変した場合には、建物の安全な場所に待機することも大切です。
 - 寝る場所にも注意！
就寝中に土砂災害が発生する場合があります。日頃から、がけから離れた2階の部屋に寝るなど土砂災害に備えましょう。

がけ崩れの前兆現象

- ・斜面の途中から水が噴き出す。
- ・小石がパラパラ落ちてくる。
- ・山鳴りや木が裂ける音がする。
- ・がけに亀裂が生じる。

土石流の前兆現象

- ・山鳴りがする。
- ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
- ・急に川の流れが濁り、流木などが混ざる。

■事前に準備しておくといもの

日頃から身近においておく便利なもの



非常時持ち出し品を準備する

●持ち出し品は自分で背負うことのできる重さにしましょう。
●離ればなれになったときのために、荷物は各自のリュックに分割させておきましょう。

<h4>食料・飲料水</h4> <p>準備できたらチェック！</p> <p>ミネラルウォーターや乾パン、缶詰など、火を通さなくても食べられるもの</p>	<h4>衣料品</h4> <p>準備できたらチェック！</p> <p>下着、くつした、上着、タオルなど</p>	<h4>ラジオ・懐中電灯等</h4> <p>準備できたらチェック！</p> <p>携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池など</p>
<h4>貴重品</h4> <p>準備できたらチェック！</p> <p>現金、預金通帳、免許証、健康保険証などの貴重品</p>	<h4>医療品</h4> <p>準備できたらチェック！</p> <p>包帯、傷薬、胃腸薬、ばんそうこう、服用中の薬、お薬手帳など ※常備薬は必ず入れておく</p>	<h4>その他</h4> <p>準備できたらチェック！</p> <p>眼鏡、補聴器、入れ歯、紙オムツ、母子手帳、哺乳瓶、携帯電話の充電器など</p>

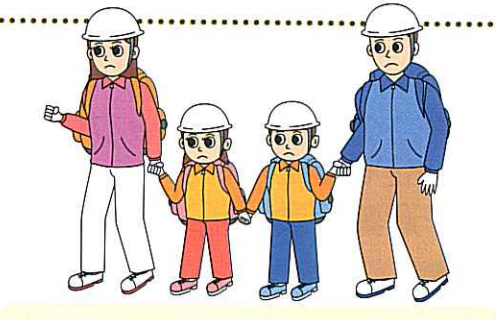
避難情報に注意しよう！

■避難情報の種類

廿日市市が避難が必要であると判断した場合、町丁目単位を目安として避難に関する情報を発令します。

<h3>警戒レベル3 高齢者等避難</h3> <p>災害リスクのある区域等から高齢者等(高齢者や障害のある人など要配慮者とその支援者)は避難してください。 <small>高齢者等(高齢者や障害のある人など要配慮者)は避難してください。</small></p> <p>必要となる行動 ●高齢者や障がい者の方など、避難に時間がかかる方とその支援者は、指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。 ●その他の人は、立ち退き避難の準備を整えたとともに、気象情報等に注意を払う。 ●被害のおそれが高い区域の住民等は自主的な避難を開始する。</p>	<h3>警戒レベル4 避難指示</h3> <p>災害リスクのある区域等から全員避難してください。</p> <p>必要となる行動 ●指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。 ●指定緊急避難場所等への立ち退き避難が危険であると自ら判断する場合には、緊急的な待避場所への避難や屋内で安全を確保する。</p>	<h3>警戒レベル5 緊急安全確保</h3> <p>災害が発生している又は切迫している状況です。直ちに安全を確認してください。</p> <p>必要となる行動 ●立ち退き避難をしない場合は、直ちに立ち退き避難する。 ●指定緊急避難場所等への立ち退き避難が危険であると自ら判断する場合には、緊急的な待避場所への避難や屋内で安全を確保する。</p>
---	---	---

警戒レベル4までには必ず避難！



詳しい発令基準や対象となる町丁目などについては、廿日市市のホームページに掲載している「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(概要版)」をご確認ください。

廿日市市 避難判断マニュアル [検索](#)

防災情報を収集しよう！

防災行政無線

避難情報、避難所開設情報、災害対策本部設置状況など、市内の防災情報や災害時における市役所の活動状況が放送されます。

放送内容が聞こえないときは…

防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。

いこよはつかいち
0120-154-201

インターネット

広島県内の気象情報、観測情報、災害の発生予測など、さまざまな防災情報を確認することができます。

広島県防災Web

廿日市市の避難情報発令基準の1つである「土砂災害危険度情報」を確認することができます。

●<https://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/>

広島県防災 Web [検索](#) 検索または右のQRコードを読み取ってください

テレビ

テレビ画面上に表示される気象・防災情報の「テロップ」や、デジタル対応テレビの「データ放送」から気象・防災情報を入力することができます。

データ放送 (NHK広島放送局)

NHK広島放送局が発信するデータ放送では、以下の情報を確認することができます。

- 土砂災害危険度情報 ●避難情報 ●防災・生活情報
- 河川水位(御手洗川) ●雨量

1) リモコンの「dボタン」を押し、「防災・生活情報」を選択すると左下のような画面に切り替わります。
2) 画面の中から必要な情報を選択して確認してください。
※右下は「土砂災害危険度情報」を選択した時の画面例です

dボタンから必要な情報を入力！

ラジオ 76.1MHz (FMはつかいち)

停電時の情報収集に有効です。いざという時にすぐに使用できるよう、日頃から周波数や電池残量などに注意しておきましょう。

FMはつかいち緊急放送

「廿日市市」と「株式会社FMはつかいち」は災害時等における緊急放送協定を結んでおり、緊急情報は深夜や早朝の放送時間外でも放送されます。

非常時の情報収集手段を考えておきましょう！

停電時はテレビや電話が利用できません。加えて雨音が強い時には防災行政無線も聞き取れなくなります。非常時に防災情報を取得できる手段を日頃から考えておきましょう。

●停電時に有効な手段
携帯ラジオ、携帯電話、スマートフォンのラジオ、ポータブルテレビ…など

メール

あらかじめ受信設定を行っている携帯電話・スマートフォンには、避難情報をはじめとする緊急情報が配信されます。

はつかいちし安全・安心メール配信サービス

登録された携帯電話やパソコンに災害情報などをメール配信するサービスです。緊急速報メールなどよりも詳細な情報が届きますので事前に登録をしておいてください。

1) 登録用アドレスまたはQRコードを読み取り、空メール(件名・本文不要)を送信してください。

登録用アドレス [bousai.hatsukaichi-city@raiden.ktaiwork.jp](mailto:bousai.hatsukaichi-city@raidan.ktaiwork.jp)

QRコード QRコード読み取り機能搭載の携帯電話・スマートフォンの場合は、左のQRコードを読み取り、表示内容に従って件名を確認し、メールを送信してください。

2) 数分以内に、登録用URLが記載されたメールが届きますのでURLをクリックしてください。
3) 必要な情報(災害・緊急情報、気象情報)を選択して「次へ」を押します。
4) 入力内容を確認し「登録」を押します。数分以内に登録完了メールが届きます。

※一部の携帯電話では、返信された登録用URLから接続できない場合があります。その際にはお手数ですが危機管理課(0829-30-9102)までお電話ください。

はつかいちし安全・安心メール配信サービス [検索](#) ※登録・配信にかかる通信費用は利用者の負担となります。

緊急速報「エリアメール」・緊急速報メール

災害が発生した当該エリア内の携帯電話・スマートフォンに、避難勧告などの緊急情報を配信するものです。
※受信には事前設定が必要です。詳しくは各携帯電話会社へご確認ください。

防災情報を集める手段は様々なものがあります。使いやすく、自分に合った手段を用いて早めに情報を取得し身の安全の確保につなげてください。



廿日市市
平成30年3月作成

大野10区

土砂災害ハザードマップ

※このハザードマップは大雨による土砂災害を想定しています。日頃の防災活動にお役立てください。

※避難行動は「避難準備・高齢者等避難開始」発令時を基本としてください。

緊急時の連絡先

大野支所 0829-55-2000 (代表)

大野西市民センター 0829-55-2017

ハザードマップに関するお問い合わせ
廿日市市 総務部 危機管理課 大野支所 地域づくりグループ
電話：0829-30-9102 電話：0829-30-2005

災害用伝言ダイヤル

伝言を録音する
伝言を再生する

171
局番なしで「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって…

1
「1」を選択

2
「2」を選択

市外局番からの電話番号

録音 30秒
再生 30秒

「被災地の方」は自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、「被災地以外の方」は連絡を取りたい被災地の方の電話番号をダイヤル

指定緊急避難場所等の凡例

	指定緊急避難場所 (土砂災害時に開設する)		指定緊急避難場所 (土砂災害時に開設しない)
	指定避難所		福祉避難所

●指定緊急避難場所とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。

●指定避難所とは、災害により自宅に戻ることができない場合などにおいて、一定期間避難生活を送る施設です。

●福祉避難所とは、高齢者や障がいのある人などのうち、特別の配慮を必要とする人が避難する施設です(健康者だけの避難は原則できません)。

「避難準備・高齢者等避難開始」発令時は…
大野西市民センターに避難してください

※指定緊急避難場所などの開設は市民センターから行い、災害の規模に応じ小中学校などを開設していきます。

※指定緊急避難場所・指定避難所は災害の種別ごとに指定しています。

※各避難所の災害種別や収容人数などの詳しい情報は、廿日市市ホームページをご確認ください。

緊急の場合はマップ上の指定緊急避難場所などにとらわれず近くの安全な場所に避難してください。



N

S=1:5,000

0 100 200 300 400 500m

地域からの意見による注意箇所

■日頃気になる箇所

- 通行時注意する道
- 水が集まりやすい・あふれやすい道
- 木の枝がたまりやすい道
- がけ崩れ注意箇所
- 通行注意箇所
- 水路・側溝の注意箇所

■過去に災害が発生した箇所

- 水害

昭和20年の枕崎台風や昭和26年のルース台風など、勢力の強い台風が発生した際には、大規模な土砂災害が発生しています。

幅員が狭い
街灯がない
見通しが悪い
フタのない側溝がある
水が染み出ている箇所がある

草が伸びると交差点の見通しが悪い

大竹市



土砂災害危険度情報に基づく避難情報発令対象区域

廿日市市では「土砂災害危険度情報(土砂災害警戒メッシュ情報)」を避難情報発令基準の一つとしています。大野10区は下図の27・28番に位置し、土砂災害発生危険度が高まった時は該当メッシュの色が変化します。インターネットやNHKデータ放送で確認してください。

■大野10区のメッシュ

27番 八坂一丁目・二丁目、大野西鳴川・垣ノ浦・尾立・下灘・四十八坂・八坂

28番 大野西四十八坂・八坂

※上記に記載のない町丁目は、町内に土砂災害警戒区域等が位置しないため、土砂災害による避難情報の発令対象外です。

※メッシュ番号は便宜上のものであり、実際の画面には表示されません。

■土砂災害危険度情報(土砂災害警戒メッシュ情報)画面例

●土砂災害危険度の凡例

- 実況で基準値超過 → 避難勧告発令の基準
- 1時間後に基準値超過 → 避難準備・高齢者等避難開始発令の基準
- 2時間後に基準値超過 → 避難準備・高齢者等避難開始発令の基準
- 3時間後に基準値超過 → 避難準備・高齢者等避難開始発令の基準
- 大雨警戒(土砂災害)基準超過
- 大雨注意報基準超過

マーク等の凡例

	避難ルート		集会所
	防災行政無線		砂防堰堤
	要配慮者利用施設		雨量観測所
	防火水槽		地区境界
	鉄道		市境界
	国道2号線(通行止め対象区間)		

※国道2号線は台風や強風時に高潮による被害が予想されます。一部区間で通行止めとなる場合がありますのでご注意ください。

土砂災害の凡例

	がけ崩れ		土石流
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域

定義

- 土砂災害特別警戒区域：建物や人命に大きな被害が生ずるおそれがある区域
- 土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域

■区域指定の基準

急傾斜地の高さ(h)

10m以内

急傾斜地の下端

傾斜度30度以上

急傾斜地の下端

2h以内(ただし50mを超える場合は50m)

土石流のおそれのある溪流

扇頂部

土地の勾配2度

災害危険箇所は、避難を中心とした防災対策を進めるためのものであり、災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。区域内外に関わらず、早めの避難を心がけてください。